

下水道排水設備工事店の指定について

<概要>

下水道排水設備工事店の指定を受けるには、「海津市下水道排水設備工事店の指定等に関する規則」第3条の条件を満たしている必要があります。中でも、海津市下水道排水設備工事責任技術者（以下、責任技術者）になるためには、下水道排水設備講習会を受講し、認定試験に合格しなければなりません。

また、既に指定を受けている工事店において責任技術者を追加する場合も同様です。

受講希望の場合は、海津市のホームページ(<http://www.city.kaizu.lg.jp/>)をご覧ください。下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：海津市役所 上下水道課 Tel0584-54-1429

1.工事店指定の要件（規則第3条一部抜粋）

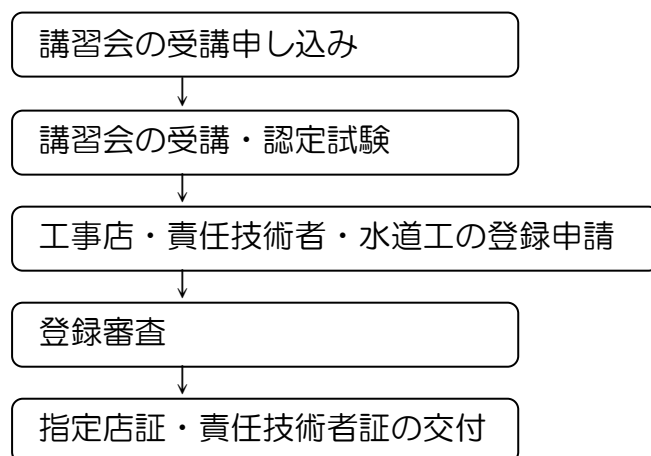
<店の要件>

- ① 岐阜県、愛知県、三重県内に営業に適する店舗又は営業所を有する。
- ② 海津市下水道排水設備工事責任技術者と水道工（海津市登録者）を有する。

<従業員の要件>

- ① 海津市下水道排水設備工事責任技術者資格を有する。
- ② 水道工として海津市に登録している。

2.指定までの流れ



3.必要書類について

<共通事項>

添付書類のうち、自治体等が発行するものは原本を添付してください。

<下水道排水設備工事店の指定申請手続>

	書 類 名	チエック
①	下水道排水設備工事店指定申請書※ ¹	
②	申請者（法人にあっては代表者）の戸籍抄本、履歴書及び身分証明書	
③	法人は、その定款及び商業登記簿謄本	
④	工事履歴書（現年度及び前年度分）	
⑤	海津市認定・登録済み(又は予定)の責任技術者及び水道工の履歴書	
⑥	従業員名簿	
⑦	所有工事用機械器具調書	
⑧	資格証明書（排水設備責任技術者証）の写し	
⑨	納税証明書（完納証明書） 市(町村)県民税、法人にあっては法人市(町村)民税	
⑩	店舗又は営業所の位置図、平面図及び写真	

※¹ 指定様式（海津市下水道排水設備工事店の指定等に関する規則【様式第 1 号】）

<海津市下水道排水設備工事責任技術者の登録申請手続>

	必 要 書 類	チエック
①	排水設備工事責任技術者新規登録申請書※ ²	
②	下記「資格一覧」にあるいずれかの資格証の写し （試験免除の方については下記「資格一覧」の①、③両方の写し）	
③	住民票	
④	写真 2 枚 （1 ヶ月以内に撮影した無背景の縦 3.5cm×横 2.5cm のもの）	

※² 指定様式（海津市下水道排水設備工事店の指定等に関する規則【様式第 6 号】）

	資 格 一 覧
①	建設業法の規定による一級又は二級管工事施工管理技士
②	職業能力開発促進法の規定による一級又は二級配管技能士
③	岐阜県、愛知県又は三重県の下水道協会が認定する排水設備工事責任技術者
④	岐阜県、愛知県又は三重県の下水道協会が認定する排水設備工
⑤	岐阜県、愛知県又は三重県の水道協会が認定する水道工事責任技術者

＜水道工の登録申請手続＞

	必 要 書 類	チエック
①	水道工登録申請書※3	
②	下記「資格一覧」にあるいずれかの資格証の写し	
③	住民票	

※3 指定様式（海津市下水道排水設備工事店の指定等に関する規則【様式第7号】）

	資 格 一 覧
①	一級又は二級管工事施工管理技士もしくは一級又は二級配管技能士
②	岐阜県、愛知県又は三重県下水道協会の資格認定を受けた排水設備工、給水管工、水道工事責任者又は(財)給水工事技術振興財団の資格認定を受けた給水工事主任技術者

4.登録手数料について

＜工事店の指定＞	1 件につき	10,000 円
＜責任技術者の登録＞	1 人につき	3,000 円

5.指定期間および更新（継続申請）について

＜指定期間＞	5 年以内
＜継続申請＞	指定期間満了日の 30 日前までに行う。
＜手 数 料＞	上記のとおり